

耐震シェルター設置支援事業について

65歳以上の高齢者のみの世帯が、現在居住する木造住宅に耐震シェルターを設置する場合に、その経費の一部を補助します。

1. 対象住宅

- ①町内に存し、昭和56年5月31日以前着工で現在居住する住宅
- ②上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性がある」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事と併せて行う、耐震シェルターを設置する工事で、平成29年2月末までに完了するもの。

3. 補助金額

最大80万円（税込工事費の4/5）の補助金が受けられます。

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業について

「簡易な耐震化」と併せて「リフォーム」を行う場合に、その経費の一部を補助します。

1. 対象住宅

- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
- ②上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性がある」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

簡易な耐震化（家具の固定、簡易な耐震又は耐震ベッド、ブロック塀等の撤去など）と併せて行うリフォームで県内の建設業者等が施工し、平成29年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大40万円（税込工事費の1/2）を補助金が受けられます。
さらに、町内業者が施工する場合に限り最大10万円（税込工事費の1/4）を上乗せ補助します。

牟岐町老朽住宅解体費支援事業について

○どんな事業ですか？

住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成します。

○どんな住宅が対象となるの？

牟岐町内の空き家になって長年、放置されたままになっている木造住宅です。
倉庫、車庫等や既に解体した住宅は対象外です。（ブロック塀等の外溝部分は対象外）
町が規定する方法で、構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅が対象です。

○いくら助成があるのか？

解体費用の2/3（上限60万円）が助成金です。
ただし、解体費用は、町長の定める基準により算出した額と施工業者から提出された見積額のいずれか少ない額とする。

例1) 解体費用 60万円の場合（個人20万円、助成金40万円）

2) 解体費用120万円の場合（個人60万円、助成金60万円）

○補助金を受けられる方は？

- ア 老朽化・廃屋の所有者
- イ その他町長がアに掲げる者と同等と認める者
- ウ ア又はイの町税滞納の無い方

○施工業者についての規定がありますか？

牟岐町が指名する業者に工事を発注してください。

○募集戸数は？

募集戸数 平成28年度 10戸（先着順）

○申し込み方法は？

申込書類は、役場建設課にあります。ご記入の上、申し込んでください。
申込受付後、空き家の不良度をチェックするため、空き家の内部を見せていただきますので、立会をお願いします。
詳しくは、役場建設課（TEL72-3418）までお問い合わせください。

